

## 【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
<p>店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて</p> <p>3. 本人確認書類の提出</p>	<p>(個人のお客さまの場合)</p> <p>I 口座開設および住所変更の場合 ※いずれか1点をご提出ください。</p> <p><b>【日本国籍のお客さま】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種健康保険証(共済組合員証は健康保険証に準じます。) ※後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証はお受けいたしかねます。</li> <li>2. 運転免許証</li> <li>3. 日本国が発行する旅券(パスポート) ※顔写真記載ページと所持人記入欄のページが必要です。 ※2006年3月19日以前に申請したパスポートの場合は、上記に加え外務大臣印ページも必要です。</li> <li>4. 住民基本台帳カード ※住所、氏名、生年月日の記載があるものが必要です。</li> <li>5. 住民票の写し</li> <li>6. 印鑑登録証明書</li> </ol> <p><b>【日本国籍以外のお客さま】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>7. 外国人登録証明書</li> <li>8. 在留カード</li> <li>9. 特別永住者証明書</li> </ol> <p><b>【ご注意】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●1～4は有効期限内または現在有効なものの写しをご用意ください。 裏面に記載がある場合(カード式の国保を除く)は、表裏両面を必ずお送りください。</li> <li>●5、6は作成・発行から3カ月以内のもの(コピー可)をご用意ください。</li> <li>●7は在留期間内のもの(コピー可)をご用意ください。 記載の有無にかかわらず、表裏両面を必ずお送りください。</li> <li>●8、9は在留期間内または現在有効なもの(コピー可)をご用意ください。 裏面に記載がある場合は表裏両面を必ずお送りください。</li> <li>●本籍や国籍が記載されている本人確認書類をご送付いただく場合、本籍や国籍を黒く塗りつぶしてください。(本籍や</li> </ul>	<p>(個人のお客さまの場合)</p> <p>I 口座開設および住所変更の場合 ※いずれか1点をご提出ください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種健康保険証(共済組合員証は健康保険証に準じます。) ※後期高齢者医療もしくは介護保険の被保険者証はお受けいたしかねます。</li> <li>2. 運転免許証</li> <li>3. 日本国が発行する旅券(パスポート) ※顔写真記載ページと所持人記入欄のページが必要です。 ※2006年3月19日以前に申請したパスポートの場合は、上記に加え外務大臣印ページも必要です。</li> <li>4. 住民基本台帳カード ※住所、氏名、生年月日の記載があるものが必要です。</li> <li>5. 住民票の写し ※外国人住民の場合は、滞在期間の記載があるものが必要です。</li> <li>6. 住民票記載事項証明書</li> <li>7. 印鑑登録証明書</li> <li>8. 外国人登録原票記載事項証明書</li> <li>9. 外国人登録証明書 ※2012年7月9日より在留カード、特別永住者証明書も同等の扱いとなります。</li> </ol> <p><b>【ご注意】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●1～4、9は有効期限内または現在有効なものの写しをご用意ください。 裏面に記載がある場合(カード式の国保を除く)は、表裏両面を必ずお送りください。 ただし、外国人登録証明書は記載の有無にかかわらず表裏両面をお送りください。</li> <li>●5～8は作成・発行から3カ月以内のもの(コピー可)をご用意ください。</li> <li>●本籍や国籍が記載されている本人確認書類をご送付いただく場合、本籍や国籍を黒く塗りつぶしてください。(本籍や国籍が現住所と同じ場合は塗りつぶさず、そのままお送りください。)</li> <li>●住所変更時には、各種健康保険証の住所が手書きの場合、日</li> </ul>

	<p>国籍が現住所と同じ場合は塗りつぶさず、そのままお送りください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●住所変更時には、各種健康保険証の住所が手書きの場合、日本国が発行する旅券の場合は、補完書類として公共料金領収証書等が必要となります。</li> <li>●その他、当社が定める住所確認書類を提出していただく場合がございます。</li> </ul> <p>II 氏名変更の場合 (いずれもコピー可)</p> <p><b>【日本国籍のお客さま】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 戸籍謄本 (全部事項証明書)</li> <li>2. 戸籍抄本 (個人事項証明書)</li> <li>3. 運転免許証</li> <li>4. 住民票の写し</li> </ol> <p><b>【日本国籍以外のお客さま】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>5. 外国人登録証明書</li> <li>6. 在留カード</li> <li>7. 特別永住者証明書</li> </ol> <p><b>【ご注意】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●1、2は旧氏名と新氏名が確認できる作成・発行から3カ月以内のもの (コピー可) をご用意ください。</li> <li>●3は有効期限内または現在有効なものの写しをご用意ください。 旧氏名と新氏名が確認できるよう、表裏両面を必ずお送りください。</li> <li>●4は旧氏名と新氏名が確認できる作成・発行から3カ月以内のもの (コピー可) をご用意ください。</li> <li>●5は在留期間内のもの (コピー可) をご用意ください。 記載の有無にかかわらず、表裏両面を必ずお送りください。</li> <li>●6、7は在留期間内または現在有効なもの (コピー可) をご用意ください。 裏面に記載がある場合は表裏両面を必ずお送りください。</li> </ul>	<p>本国が発行する旅券の場合は、補完書類として公共料金領収証書等が必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●その他、当社が定める住所確認書類を提出していただく場合がございます。</li> </ul> <p>II 氏名変更の場合 (いずれもコピー可)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 戸籍謄本 (全部事項証明書)</li> <li>2. 戸籍抄本 (個人事項証明書)</li> <li>3. 運転免許証</li> </ol> <p><b>【ご注意】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●戸籍謄本 (全部事項証明書) および戸籍抄本 (個人事項証明書) は作成・発行から3カ月以内のもの (コピー可) をご用意ください。</li> <li>●運転免許証は有効期限内または現在有効なものの写しをご用意いただき、裏面に記載がある場合は表裏両面を必ずお送りください。</li> </ul>
--	---	--

<p>店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて</p> <p>19. スワップポイント</p>	<p>※スワップポイントの付与について、<u>口座残高反映時に計算結果が正の場合は小数点以下切り捨て、負の場合は小数点以下切り上げて反映します。</u></p>	<p>※スワップポイントの付与について、<u>口座残高反映時に小数点第一位を切り捨てて反映します。</u></p>												
<p>店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて</p> <p>22. 証拠金等の出金</p>	<p>出金金額が 300 万円を超える場合、当日 24 時までに受け付けた出金については、翌々銀行営業日に出金可能金額を出金いたします。なお、出金依頼後、実際の出金時の出金可能金額が当該出金依頼金額を下回った場合、その出金時点での出金可能金額が出金されることとなります。また、出金時に追証が発生している場合、その出金依頼は取り消しとなります。なお、<u>一銀行営業日</u>で出金可能な金額の上限は 2 億円となります。</p>	<p>出金金額が 300 万円を超える場合、当日 24 時までに受け付けた出金については、翌々銀行営業日に出金可能金額を出金いたします。なお、出金依頼後、実際の出金時の出金可能金額が当該出金依頼金額を下回った場合、その出金時点での出金可能金額が出金されることとなります。また、出金時に追証が発生している場合、その出金依頼は取り消しとなります。</p>												
<p>店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて</p> <p>24. 証拠金等に関する用語</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="448 678 840 837">有効証拠金（額）</td> <td data-bbox="840 678 1232 837">資産合計に評価損益金を加減算し、出金依頼金額を差し引いたもの。 <u>(資産合計+評価損益金-出金依頼金額)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 837 840 933">注文中証拠金</td> <td data-bbox="840 837 1232 933">注文状態が未約定の新規リブオーダーに対する取引証拠金。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="448 933 840 1452">維持証拠金額</td> <td data-bbox="840 933 1232 1452">ポジションを維持するために必要となる金額です。 [毎ニューヨーククローズレート (MID) ×1 万通貨×4%] (※1) ×取引数量 (※2) ※1. [ ]内は、1,000 円未満を切り上げて、1,000 円単位となります ※2. 取引数量の単位は「万」となります。よって 50 万通貨なら「×50」、3,000 通貨なら「×0.3」となります。 ※南アフリカランド/円、人民元/円、香港ドル/円、米ドル/香港ドルの場合は、[ ]内の単位および取引数量は、</td> </tr> </table>	有効証拠金（額）	資産合計に評価損益金を加減算し、出金依頼金額を差し引いたもの。 <u>(資産合計+評価損益金-出金依頼金額)</u>	注文中証拠金	注文状態が未約定の新規リブオーダーに対する取引証拠金。	維持証拠金額	ポジションを維持するために必要となる金額です。 [毎ニューヨーククローズレート (MID) ×1 万通貨×4%] (※1) ×取引数量 (※2) ※1. [ ]内は、1,000 円未満を切り上げて、1,000 円単位となります ※2. 取引数量の単位は「万」となります。よって 50 万通貨なら「×50」、3,000 通貨なら「×0.3」となります。 ※南アフリカランド/円、人民元/円、香港ドル/円、米ドル/香港ドルの場合は、[ ]内の単位および取引数量は、	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1265 678 1646 837">有効証拠金（額）</td> <td data-bbox="1646 678 2060 837">資産合計に評価損益金を加減算し、出金依頼金額を差し引いたもの。 <u>(資産合計±評価損益金-出金依頼金額)</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1265 837 1646 933">注文中証拠金</td> <td data-bbox="1646 837 2060 933">注文状態が未約定の新規指値注文に対する取引証拠金。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1265 933 1646 1452">維持証拠金額</td> <td data-bbox="1646 933 2060 1452">ポジションを維持するために必要となる金額です。 [毎ニューヨーククローズレート (MID) ×1 万通貨×4%] (※1) ×取引数量 (※2) ※1. [ ]内は、1,000 円未満を切り上げて、1,000 円単位となります ※2. 取引数量の単位は「万」となります。よって 50 万通貨なら「×50」、3,000 通貨なら「×0.3」となります。 ※南アフリカランド/円、人民元/円、香港ドル/円、米ドル/香港ドルの場合は、[ ]内の単位および取引数量は、</td> </tr> </table>	有効証拠金（額）	資産合計に評価損益金を加減算し、出金依頼金額を差し引いたもの。 <u>(資産合計±評価損益金-出金依頼金額)</u>	注文中証拠金	注文状態が未約定の新規指値注文に対する取引証拠金。	維持証拠金額	ポジションを維持するために必要となる金額です。 [毎ニューヨーククローズレート (MID) ×1 万通貨×4%] (※1) ×取引数量 (※2) ※1. [ ]内は、1,000 円未満を切り上げて、1,000 円単位となります ※2. 取引数量の単位は「万」となります。よって 50 万通貨なら「×50」、3,000 通貨なら「×0.3」となります。 ※南アフリカランド/円、人民元/円、香港ドル/円、米ドル/香港ドルの場合は、[ ]内の単位および取引数量は、
有効証拠金（額）	資産合計に評価損益金を加減算し、出金依頼金額を差し引いたもの。 <u>(資産合計+評価損益金-出金依頼金額)</u>													
注文中証拠金	注文状態が未約定の新規リブオーダーに対する取引証拠金。													
維持証拠金額	ポジションを維持するために必要となる金額です。 [毎ニューヨーククローズレート (MID) ×1 万通貨×4%] (※1) ×取引数量 (※2) ※1. [ ]内は、1,000 円未満を切り上げて、1,000 円単位となります ※2. 取引数量の単位は「万」となります。よって 50 万通貨なら「×50」、3,000 通貨なら「×0.3」となります。 ※南アフリカランド/円、人民元/円、香港ドル/円、米ドル/香港ドルの場合は、[ ]内の単位および取引数量は、													
有効証拠金（額）	資産合計に評価損益金を加減算し、出金依頼金額を差し引いたもの。 <u>(資産合計±評価損益金-出金依頼金額)</u>													
注文中証拠金	注文状態が未約定の新規指値注文に対する取引証拠金。													
維持証拠金額	ポジションを維持するために必要となる金額です。 [毎ニューヨーククローズレート (MID) ×1 万通貨×4%] (※1) ×取引数量 (※2) ※1. [ ]内は、1,000 円未満を切り上げて、1,000 円単位となります ※2. 取引数量の単位は「万」となります。よって 50 万通貨なら「×50」、3,000 通貨なら「×0.3」となります。 ※南アフリカランド/円、人民元/円、香港ドル/円、米ドル/香港ドルの場合は、[ ]内の単位および取引数量は、													

		10万通貨単位となります。 ※複数通貨のポジションを保有している場合は、 <u>通貨ペアごと</u> に計算し合算して算出されます。		10万通貨単位となります。 ※複数通貨のポジションを保有している場合は、 <u>各通貨ペアごと</u> に計算し合算して算出されます。
店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて  25. 値洗いとレバレッジ	上記で決定した評価レートによって、取引に必要な1万通貨あたり（南アフリカランド/円、人民元/円、香港ドル/円、米ドル/香港ドルの場合10万通貨あたり）の取引証拠金額を算出しますが、その取引証拠金額は <u>レバレッジコースごと、通貨ペアごと</u> に異なりますので、算出方法については下の表をご参照ください。		上記で決定した評価レートによって、取引に必要な1万通貨あたり（南アフリカランド/円、人民元/円、香港ドル/円、米ドル/香港ドルの場合10万通貨あたり）の取引証拠金額を算出しますが、その取引証拠金額は <u>各レバレッジコースごと、各通貨ペアごと</u> に異なりますので、算出方法については下の表をご参照ください。	
店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて  30. 追証ルール（個人口座のみ）	※複数通貨のポジション（建玉）を保有している場合は、 <u>通貨ペアごと</u> に計算し合算して算出されます。		※複数通貨のポジション（建玉）を保有している場合は、 <u>各通貨ペアごと</u> に計算し合算して算出されます。	
店頭外国為替証拠金取引の概要と仕組みについて  33. 現受・現渡注文について	現受注文の場合、前もって買いポジション（買建玉）を保有しており、 <u>当該相当額の資産</u> が預託されている必要があります。 現渡注文の場合、前もって売りポジション（売建玉）を保有しており、 <u>当該相当額の資産</u> が預託されている必要があります。		現受注文の場合、前もって <u>外貨の買い</u> ポジション（買建玉）を保有しており、 <u>当該外貨相当額の円貨</u> が預託されている必要があります。 現渡注文の場合、前もって <u>外貨の売り</u> ポジション（売建玉）を保有しており、 <u>当該外貨額</u> が預託されている必要があります。	